

函館市行政不服審査会公印取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市行政不服審査会の公印について、必要な事項を定めるものとする。

(名称、大きさ等)

第2条 公印の名称、大きさ等は、次のとおりとする。

名称	大きさ (ミリメートル)	書体	個数	用途	管 守 者
函 館 市 行 政 不 服 審 査 会 長	2 1 × 2 1	てん書	1	会長名を もってす る文書	総 務 部 文 書 法 制 課 長

(管守および使用)

第3条 公印は、すべて文書の決裁後でなければ使用することができない。ただし、定例のものであらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りでない。

2 公印を使用するときは、公印使用簿（別記様式）に所定の事項を記載し、管守者の確認を受けなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

